

社保研究部
だより

2018年改定 材料告示

金属冠・非金属冠の点数決まる

厚労省は2018年度の診療報酬改定の材料を告示し、補綴関連の点数が確定した。4月1日から変更される。

**金パラは1ヶ44円の
大幅な引き上げに**

歯科鑄造用の金銀パラジウム合金は1ヶ44円引き上げられ1458円になる。

FMCの大白歯は15点増の967点に、小白歯は11点増の810点に、また、レジン前装金属冠は14点増の1632点にそれぞれ引き上げられる。

ポントティックでは金

歯科用貴金属の材料価格は、2年に一度の診療報酬改定時と、6カ月ごとに(10月と4月)見直す随時改定とがある。随時改定は、市場価格の変動幅がプラス・マイナス5%を超えるものが見直される。

協会が材料価格を反映した『歯科点数早見表2018年4月版』を3月

**高強度レジンブロック
は4100点で導入**

属裏装ポントティックが4月から廃止される。その一方で、今回からレジン前装金属ポントティックが臼歯部に適応が拡大され、小白歯が1079点、大白歯が1075点で新設される。また、鑄造ポントティックの大白歯が18点増の1025点になる。

非金属冠は、CAD/CAM冠の小白歯が97点引き下げられ1485点になる。昨年12月から適応が拡大された大白歯は増減がなく、1723点に据え置かれた。

非金属冠・非金属ブリッジ		改定前	改定後	増減
CAD/CAM冠	小白歯	1582	1485	-97
	大白歯	1723	1723	増減なし
高強度硬質レジンブリッジ		新設	4100	—

下旬に発行する。会員には1冊無料で届ける。

院内感染防止対策
の研修の定期受講
は4年ごと

歯科初診料の注1の施設基準が新設され、要件に院内感染防止対策の研修を受けた常勤歯科医の配置が求められている。この要件に経過措置が設けられ、常勤の歯科医が1名以上配置されていたら、2019年3月31日までは研修を修了したものとみなされる。また、別の要件である同研修の定期受講の間隔は、4年に定められた。

「免除届」締切迫る 介護保険電子請求

介護保険の電子請求の免除届の締め切りが迫っている。締切日は3月31日、今後も紙媒体で請求したい場合は国保連合会に提出する。

介護保険のみなし事業所である歯科医療機関が提供する対象サービスは、居宅療養管理指導費(介護予防を含む)になる。居宅療養管理指導費は、自宅や居住系施設などに歯科訪問診療し、歯科医師または歯科衛生士が療養上の指導や管理をした場合に算定する。

介護保険は電子請求が義務化されたが、経過措置で紙レセでの請求が認められていた。歯科医療機関は、請求項目が居宅療養管理指導費しかないため、明細書への記載は極めてシンプルで、レセコンのオプション機能を使うまでもない。そのため、現在、大阪で介護保険請求をしている歯科医療機関のうちの6割が紙レセで請求している。

今後、介護報酬の請求をする医療機関は必ず提出していただきたい。届出様式および記載方法は下記の通り。

〔記載方法〕

- 宛先は「大阪府国民健康保険団体連合会 御中」と記載する
- 提出日、開設者の所在地、名称および代表者を記載し押印する
- 介護保険事業者番号欄…大阪の歯科医療機関は左詰めで「273」と記載し、その後に医療機関コード(7桁)を記載する
- サービスの種類欄…「居宅療養管理」と記載する
- 届出事由欄…「イ」の支給限度額管理が不要なサービスに○を記入する

様式は左図のとおりで拡大コピーして使用できる。

問合せ先：大阪府国民健康保険団体連合会介護保険担当
(06-6949-5244)

金パラ関連点数		改定前	改定後	増減	
インレー単純	前・小白	306	309	+3	
	大白歯	360	365	+5	
インレー複雑	前・小白	514	521	+7	
	大白歯	598	608	+10	
4分の3冠	前 歯	654	663	+9	
5分の4冠	小白歯	594	603	+9	
	大白歯	705	718	+13	
FMC	小白歯	810	821	+11	
	大白歯	952	967	+15	
前装金属冠	前歯・小白歯	1618	1632	+14	
ポントティック	鑄造	小白歯	866	879	+13
		大白歯	1007	1025	+18
	金属裏装	前歯・小白歯	廃止	—	—
		レジン前装	前 歯	1524	1535
双歯鉤	小白歯	新設	1079	—	
	大白歯	新設	1075	—	
	大大・大小	698	718	+20	
二腕鉤	犬小・小小	598	615	+17	
	大白歯	536	552	+16	
	小白・犬歯	495	510	+15	
コンビネーション鉤	前歯	476	490	+14	
	大白歯	427	438	+11	
	小白・犬歯	406	417	+11	
鑄造バー	前歯	397	407	+10	
		1178	1207	+29	

請求省令附則第二条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第2条第2項

請求省令附則第2条第1項(※)の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成30年3月31日までに、届け出るものとする。

※ 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるもの(表中⑦及び裏面参照)であって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

大阪府国民健康保険団体連合会 御中

所在地(住所)

名称及び代表者名(氏名)

① 介護保険事業者番号	2 7 3	
② 事業所名称	フリガナ	
③ 郵便番号	—	④ 電話番号
⑤ 事業所所在地		
⑥ サービスの種類	居宅療養管理指導	
⑦ 届出事由	※該当する項目の太枠に○をつけてください。	
○	イ	支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))一種類のみを行うサービス事業所
	ロ	支給限度額管理が必要なサービス一種類のみを行うサービス事業所
	ハ	支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所
	ニ	施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス)のみを行う50床未満の介護保険施設
	ホ	施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
	ヘ	施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
	ト	施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
⑧ 備考		※ 受付印

〔記入に当たっての説明〕

- 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ⑦欄は、該当する項目の太枠に○を記入すること。